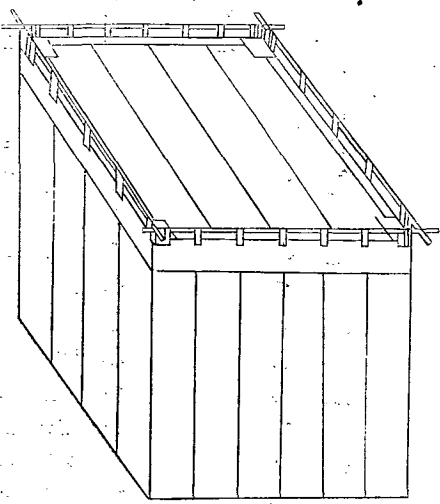


り帳のうちねれば蚊帳なくともさくるにましあるか又やんごとなきあたりには香をく
 ゆらしなどすればおのづから蚊はすくなきなるべしさてこそ賤が伏屋にては蚊遣火のみ
 ぞ頼みなるべけれ蚊屋を専ら用ゆる事は足利の世よりと見ゆそは前に書しをみてしるべ
 しう月に吉日をえらびまゐらせてひるはおくなるかたにをしませて下をばうへさまにさ
 ほにうちかけおきて夕べに御ふすまむしろなどまゐらせてうちかけたるをおろしてのべ
 てねさせ奉るべしさて八月によき日して撤したるとみえたりそのつり様いまはたえて去
 る人なければ畫圖にもものするなりこのつり様はわが考へ出しなかる屋にてはなれなり



此のつり様はわが考へ出しなかる屋にてはなれなり

〔守貞漫稿十八 雜服附十八 雜事〕今制ノ蚊帳高貴等ニハ紗等ヲ以テ製之民間普通ハ庵布ヲ用テ近江國ナ
 染色同前萌木ノミ稀ニ素ヲ用フ物ハ粗製ニ多シ大サ大略堅六布横五布ヲ小トス江戸ニテ是
屋ト云、堅八布、横六布、ナ京坂ニテハ八六ト云、ヤロ
ト訓ズ、江戸ニテハ六八ト云、ロクハチト訓ズ、
 釣手ノ緒ハ専ラ萌木煉操糸ヲ以テ組ム長サ三四尺柱上ニ曲釘ヲ打テソレニ緒ヲカケル蓋釣